

戦前の養老院における入所者処遇

～救護法施行下の実践を中心に～

鳥羽 美香*

Key Words: 養老院, 救護法, 救護事業指針, 寮母, 施設処遇

はじめに

老人福祉法で規定された養護老人ホームは、歴史的に振り返ると、その源流は、明治期の「養老院」に遡ることが出来る。

日本最初の養老院として1895（明治28）年に聖ヒルダ養老院が設立され、その後1899（明治32）年に友愛養老院（神戸養老院）、1901（明治34）年に名古屋養老院、1902（明治35）年に大阪養老院、1903（明治36）年に東京養老院、前橋養老院等が設立された。また、大正期に入ってから、聖園養老院1920（大正9）年や、京都養老院1921（大正10）年、浴風園1925（大正14）年等が設立された。こうした施設は民間の篤志家や、宗教家等が中心となって設立されたものが多い。

制度的に振り返ると、恤救規則（1874（明治7）年）において一般救貧施策の中で高齢者救済もなされたが、救済の対象は「無告の窮民」であり、極めて制限的な施策であった。救護法が1929（昭和4）年に制定、1932（昭和7）年に実施され、救護施設の種類として、初めて養老院が位置づけられた（百瀬, 1997, p.47）。これ以後救護法に基づき救護費が養老院に支給されるようになった。そして、第2次世界大戦後、1950（昭和25）年に旧生活保護法が現行の生活保護法に改正され、それまでの養老院は養老施設と名称を変えることになり、1963（昭和38）年の老人福祉法制定において老人ホームの体系化が行われ、養護老人ホームとして再編されることになった。

これらの変遷の中で、第2次世界大戦以前の養老事業に関する研究では、『老人問題研究基本文献集』（小笠原, 1991）や、岡本（2004, 2009）、井村（2005）、中村（2008）等の著書・

* 人間学部人間福祉学科

論文の中で、戦前の養老事業に関する研究をみる事が出来るものの、現在まで継続して運営している施設や現存している資料の少なさ等から、戦前の養老院に関する研究成果は充分とはいえない状況である。

筆者は、高齢者施設処遇史研究会⁽¹⁾に所属し、現在戦前期の養老事業に関する資料収集、分析を行っている。その研究過程において、社会福祉法人浴風会の了解並びに協力を得て、資料収集を行っている。こうしたことから本稿では、養老院が制度的に初めて位置づけられた救護法施行下の養老事業に関して、一つの事例として社会福祉法人浴風会浴風園における入所者処遇を取り上げる。そして浴風園の実践と職員の役割とともに、『救護事業指針』の著者小澤一が浴風園の実践に及ぼした影響についての考察を行い、その今日的意義に関して検討する。

尚、当時の資料の中には、今日的な視点からは不適切な表現も認められるが、当時の時代背景と処遇を検討する上で、必要と思われる場合は原文のまま表記することを予めお断りしておく。

1. 救護法施行の時代背景と養老事業

わが国において救貧対策としては、1874（明治7）年に制定された恤救規則がある。この制度は、救護法が実施される1932（昭和7）年まで約60年間続いた。これは、「人民相互ノ情誼」（親族・近隣などによる同情心）を前提として、救済の対象を「無告の窮民」（極貧で労働能力がなく、しかも独身で親族や近隣の援助も受けられない者）としていたため、非常に制限的な制度であった。

救護法が制定された1929（昭和4）年は、10月のニューヨーク、ウォール街の株価暴落に端を発した世界大恐慌もあり、わが国も慢性的な不況に陥った。恐慌による失業者の増加が社会問題となっていた。

この時代は、一般的には家制度の中で、三世代、四世代の家族に囲まれ高齢者は生活していた。明治時代以来の親孝行思想の強調もあり、老親扶養は子どもの義務という規範があった。こうした家制度と親孝行思想の枠組みに支えられて高齢者の生活は成り立っていたが、身寄りもなく、経済力もない困窮した高齢者の場合、その生活は悲惨な状況にあった。

こうした高齢者の為に救護法の制定に努力が傾けられた。主として財政上の理由から、救護法は公布（1929（昭和4）年）から施行（1932（昭和7）年）まで3年もの月日が費やされている。対象となった65歳以上の高齢者は2万9766人。うち居宅高齢者が2万7713人、施設入所高齢者は2053人（河島ほか、2001、p.4）。収容施設は養老院であり、居宅での生活が出来ない高齢者が養老院に入所してきた場合、救護費が支給されることになったのである。救護法が実施される以前と比較すると、制度の枠組みの中で、養老事業が実施出来るようになったという大きな変化をみる事が出来る。当時の養老院は、法の適用によって財政的に相当安定した状態になると期待されていたという。しかし、その後の運営の中で、自治体による格差や、

施設救護がそれほど多くの収容者に適用されるわけでもないことがわかってきた。また、救護法の実施により、一般からの寄付金が集まらなくなる等の状況もあったという（岡本，1986，pp.63-64）。

2. 浴風園の開設とその組織

本稿では、戦前期、取りわけ救護法施行後の養老院の状況を、浴風園という一つの事例を取り上げて検討する。

(1) 浴風園の開設

『浴風会創立四十周年記念誌』を参照しながら、浴風園の沿革をみていくことにする。財団法人浴風会（現在は社会福祉法人）浴風園（東京都杉並区）は、関東大震災の被災者救済の為、皇族からの下賜金 50 万円、一般義捐金 150 万円をもとに 1925（大正 14）年 1 月に設立された。

浴風会が設立されて以後、速やかに罹災高齢者の収容保護を開始しなければならなかったが、1925（大正 14）年 9 月に東京府豊多摩郡高井戸（現在の杉並区上高井戸）に建設予定地（約 28000 坪）が決定し、建築が開始されたという状況であった。その為、当初は東京老人ホーム、玉泉寺養老院他の公私の養老院に委託保護をすることになった。1926（昭和元）年 12 月に一部施設が竣工し、1927（昭和 2）年 2 月より収容開始した。

こうして建設された浴風園は定員 500 名、建物は本館、医務室、礼拝室、集団寮、家庭寮、夫婦寮、静養寮など 45 棟（建坪約 2960 坪）からなるものであり、さらに 1928（昭和 3）年に横浜市程ヶ谷区（現在の横浜市保土ヶ谷）に定員 100 名の横浜分園が完成したのである。

当時の浴風園の組織は、浴風会会長のもと、理事、常務理事（園長）、監事、そしてその下に庶務課、保護課、分園という体制をとった。

その中で利用者の直接処遇に携わったのが保護課である。保護課は①調査係、②教養係、③炊事係、④医務係、⑤調剤係に分かれており、その体制は次の図の通りである。

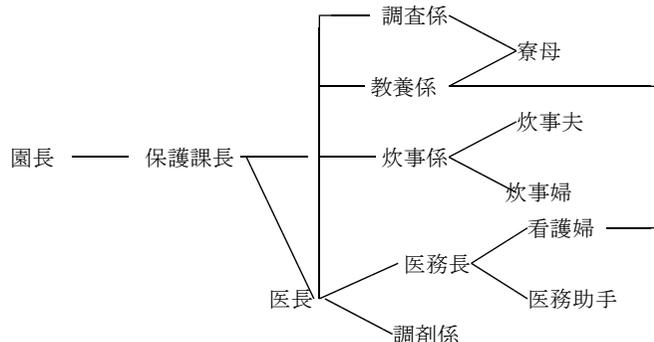


図 1 浴風園保護課組織

出典：社会福祉法人浴風会編『浴風会創立四十周年記念誌』1967，p.13

また、職員数としては1928（昭和3）年末で園長、主事、医長、医員、薬剤員、書記、看護婦、寮母など合計88名であった。

この中で保護課長は調査係、教養係、炊事係を直接掌握しており、入所者の直接処遇の職種としては、看護婦、寮母があげられる。さらに、それぞれの係の関係は直線的ではなく、ひとつの係が複数の直接処遇担当者と連携を持っている（岡本，2009，p.82）。

(2) 救護法施行当時の浴風園の入園者の状況

救護法が施行された当時の入園者の状況は以下の通りである。「浴風会事業報告 昭和7年度」から救護法によって入園した入園者数、年齢、健康状態、入園紹介者、入園前の生活状態、就いていた職業等についてみる。

表1 救護法に依る委託入園者移動表（1932（昭和7）年度）

月別	入園		退園		死亡		月末現在		
	男	女	男	女	男	女	男	女	計
4月	0 (1)	2 (4)	—	(1)	(4)	(5)	0 (242)	2 (218)	2 (460)
5月	4 (2)	0 (4)	(1)	—	(4)	(2)	4 (239)	2 (220)	6 (459)
6月	0 (1)	4 (0)	(2)	—	(6)	(2)	4 (232)	6 (218)	10 (450)
7月	3 (2)	5 (1)	—	—	(3)	(6)	7 (231)	11 (213)	18 (444)
8月	3 (1)	5 (1)	(1)	—	(2)	1 (0)	10 (229)	15 (214)	25 (443)
9月	2 (3)	2 (3)	(1)	—	(1)	1 (3)	12 (230)	16 (214)	28 (444)
10月	3 (2)	4 (2)	(2)	—	(4)	(5)	15 (226)	20 (211)	35 (437)
11月	4 (0)	1 (2)	—	—	(3)	(4)	19 (223)	21 (209)	40 (432)
12月	2 (1)	0 (0)	—	—	(3)	(2)	21 (221)	21 (207)	42 (428)
1月	0 (1)	1 (0)	—	(1)	(4)	(3)	21 (218)	22 (203)	43 (421)
2月	5 (4)	1 (3)	—	—	(1)	(2)	26 (221)	23 (204)	49 (425)
3月	2 (2)	1 (2)	—	—	(2)	1 (2)	28 (221)	23 (204)	51 (425)
計	28(20)	26(22)	(7)	(2)	(37)	3(36)			

出典：「浴風会事業報告昭和7年度」小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集』第16巻，大空社，1991，p.24

注：括弧内は委託に依らない普通入園者数。

救護法の実施に伴って浴風園においても1932（昭和7）年3月に入園規則の一部改正を実施し、人員に余裕のある時は被救護者の委託を受けることになったという。

表1の通り救護法施行後1年間で新たに救護法委託を受けた人員は54名（男性28名女性26名）であり、委託に依らない普通入園者は昭和7年度では42人であったので、委託入園者の方が多かったということである。委託先は凡て東京市であった。表1にみるように、昭和7年度末の入園者数は、普通入園者が425名、救護法委託は51名となっている。

続いて年齢別に入園者の状況をみる。

表2 在園者年齢別表（1933（昭和8）年3月末）

年齢別	男		女		計	
	人員	百分率	人員	百分率	人員	百分率
60歳未満	2	0.8	1	0.4	3	0.6
60～64	14	5.6	7	3.1	21	4.4
65～69	62	24.9	49	21.6	111	23.3
70～74	81	32.5	77	33.9	158	33.2
75～79	57	22.9	52	22.9	109	22.9
80～84	25	10.0	32	14.1	57	12.0
85～89	7	2.8	8	3.5	15	3.2
90～94	—	—	1	0.4	1	0.2
95～99	1	0.4	—	—	1	0.2
計	249	100.0	227	100.0	476	100.0

出典：「浴風会事業報告昭和7年度」小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集』第16巻，大空社，1991，pp.27-28

最高年齢は，男性99歳，女性90歳である．平均年齢は男性72.3歳，女性73.4歳（年齢の算出は総て数え年に依る）

続いて在園者の健康状態を概観する．

表3 在園者健康調査（1933（昭和8）年3月末）

種別	男		女		計	
	人員	%	人員	%	人員	%
健康者	112	45.0	89	39.2	201	42.2
虚弱者	48	19.3	51	22.5	99	20.8
不具者	36	14.5	26	11.5	62	13.0
癱疾者	2	0.8	11	4.8	13	2.7
精神耗弱者	8	3.2	6	2.6	14	2.9
入院患者	43	17.3	44	19.4	87	18.3
計	249	100.0	227	100.0	476	100.0

出典：「浴風会事業報告昭和7年度」小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集』第16巻，大空社，1991，p.30

注：健康者—園内の労務，作業に些したる支障なきもの及び寮内の家事に従事しうるもの
 虚弱者—老衰著しく園内の労務，作業又は家事上支障多く或いは全然不可能にして，然し自分用のみは足し得るもの
 不具者—盲，聾，啞乃至四肢に不随意的欠陥あるもの
 癱疾者—慢性疾患又は甚だしい老衰の為自分用すら不可能なるもの
 精神耗弱者—身体の健康なると否とを問わず精神の耗弱せるもの
 （原文のまま）

表3によると，「健康者」42.2%，「虚弱者」20.8%，「入院患者」18.3%の順である．園内の労務なども可能な健康者が全体の4割という高い比率であることがわかる．

表4 入園紹介者（1932（昭和7）年度）

紹介者別	東京市		東京府下		他府県		計			百分比
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
方面委員	30	28	—	—	3	1	33	29	62	64.6
市区町村長	3	7	1	1	1	2	5	10	15	15.6
警察署	1	—	—	—	—	—	1	—	1	1.0
社会施設	4	2	—	—	—	—	4	2	6	6.3
知人その他	3	5	—	—	—	—	3	5	8	8.3
本人直接	2	1	—	1	—	—	2	2	4	4.2
合計	43	43	1	2	4	3	48	48	96	100.0

出典：「浴風会事業報告昭和7年度」小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集』第16巻，大空社，1991，p.79

表4の通り，紹介者は方面委員が約65%となっている。方面委員の紹介は年々増加傾向と
のことである。

表5 新規入園者の入園前の生活状態（1932（昭和7）年度）

	男	女	計
自活シ居リシモノ	11	12	23
自己ノ住居ニテ近隣ノ救助ヲ受ケ居リシモノ	3	3	6
宿屋ニ止宿中自活不能トナリシモノ	5	—	5
家族及親族ノ家ニ厄介ニナリ居リシモノ	3	7	10
知人ノ家ニ厄介ニナリ居リシモノ	14	20	34
社会施設ニ救助サレ居リシモノ	2	—	2
救護法ニ依リ居宅救護ヲ受ケ居リシモノ	10	6	16
合計	48	48	96

出典：「浴風会事業報告昭和7年度」小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集』第16巻，大空社，1991，pp.80-84より筆者作成

新規入園者が，入園前にどのような生活をおくってきたかという点については，全体として「知人ノ家ニ厄介ニナリ居リシモノ」，即ちいずれかの縁故を頼って生活してきた者の割合が一番多く，全体の35.4%である。その次が「自活シ居リシモノ」で「未だ借家・間借等兎に角自己の居住に在って，内職・行商に依る僅少の収入，又は家財・衣類の売却に依って辛くも生活資料を得，糊口を凌いでいたもの」（浴風会事業報告昭和7年度，1991，p.79）であり，全体の約24%である。それでは，入園前において，どんな職業に就いていたのかについてみる。

表6 職業別（1932（昭和7）年度）

職業別	男	女	計
肖像画揮毫	1	—	1
駄菓子小売商	1	2	3
煙草雑貨商	—	1	1
刺繍職	1	—	1
機械仕上職	1	—	1
印刷手伝	—	1	1
帽子洗濯	1	—	1
按摩	—	1	1
納豆甘酒行商	1	—	1
粉石鱈行商	—	1	1
雑貨行商	1	—	1
野菜乾物行商	1	—	1
草履縁張内職	1	—	1
日雇人夫	2	—	2
糸巻職	—	1	1
家事手伝	1	5	6
墓守	1	—	1
拾い屋	2	—	2
その他	8	2	10
合計	23	14	37

出典：「浴風会事業報告昭和7年度」小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集』第16巻，大空社，1991，pp.90-91より筆者作成

「老境にあり、且貧窮の中に辛じて生活し居りし時期であるから、殆ど行商か又は家事使用人乃至は自由労働等の範囲を出ていない。而も多くは名のみ存し殆ど失業又は無収入の状態であるが、兎に角名目を存し看板のみはまだ掲げていた様なもの」（浴風会事業報告昭和7年度，1991，p.90）を挙げてみたとのことである。それでもここに挙げなかった者は入園者96人のうち59人あり、「彼等は老衰と病苦の為に可成りの期間に亘って、色々な方法の寄食生活・他人の同情に依る生活をしていたのである。就中、他人の同情に依って、自分では何等の収入業務を持たずに生活して居ったものは女子に多い」（浴風会事業報告昭和7年度，1991，p.90）とのことである。

これまで入園者数、年齢、健康状態、入園紹介者、入園前の生活状態、入園前の職業等について見てきたが、年齢的には70歳以上の者が全体の約7割と多く、90歳以上の者も2名いた。健康状態としては健康で、園内の労務も可能な者が約4割であった。入園の際の紹介者は方面委員が約65%、入園前は知人の家等縁故を頼って生活してきた者の割合が約35%であった。職業は様々であるが、行商、職人、自由労働等が多い。また、寄食生活、他人の同情による生

活を続けてきた者も多い、ということがわかった。これらを見ると、高齢で、居宅で困窮した生活をおくってきたと思われる当時の入園者の状況が伺える。

3. 浴風園における小澤一の影響と『救護事業指針』

小澤一は、1927（昭和2）年浴風園の開園当時に内務省社会局嘱託のまま主事兼保護課長として迎えられ、1939（昭和14）年1月まで勤務した。小澤一のもつ処遇理念、ケースワーク理論等が浴風園における入園者処遇に少なからず大きな影響を与えたと思われる。小澤は1884（明治17）年生まれ、東京市養育院巣鴨分院を経て1920（大正9）年内務省社会局嘱託に就任。その後浴風園に勤務したという経歴がある。

小澤は1934（昭和9）年に『救護事業指針 救貧の理論と実際』を著した。周知の通り1932（昭和7）年に救護法が実施されたことを受け、「救護法の運用と成果の如何は社会行政上最も重大問題なるのみでなく延いて一般社会事業の伸展、国民生活並に思想上に及ぼす影響も甚大なるべきを以て必ず窮民救護事業の堅実有効な発達を庶幾せねばならない」（小澤、1934、p.2）と緒言で述べ、救護法の運用とその成果の重要性から本書を著した動機としている。

『救護事業指針』の中で、小澤は「第二章 救護事業の方法」として、第一節 居宅救護の方法の中で、（1）個別的救助の性質、（2）個別的救助方法の原則、（3）社会調査及救助技術の詳細、（4）社会事件記録の目的と様式、（5）事件取扱の一般的方針という内容を記述している（小澤、1934、pp.92-179）。

（1）個別的救助の性質では「1. 事件事業（ケース・ワーク）の意義」においてその重要性に触れている。「凡ての社会事業は個人、家族若くは集団に対する救助又は保護の仕事である。換言すれば種々の困窮の救助及予防の為、個人、家族及社会生活の不調和を調整する活動である」（小澤、1934、pp.93-94）とケースワークの意義について「事件事業」として紹介している。

また、ケースワークの発達の背景として、「世間の親切な世話好きの人々や宗教家等は様々の人事の相談に興って人々に感化を及ぼし、困難な人事問題、社会的事件を解決して人々を幸福に導く。即ち親を失った子供の世話や、夫に死別し子供を抱へて困る婦人の身の立て方等に就いて行届いた世話をする。是等は無意識的のケース・ワークである。然るに世間が複雑になり、困窮する人々が多くなった為専門又は篤志の社会事業家が意識的のケース・ワークを行ふことが必要になった」（小澤、1934、pp.94-95）と述べている。

さらに、（2）個別的救助方法の原則において、社会調査の重要性について論じている。「先づ社会調査は取扱ふべき事件を家庭訪問、近隣、仕事先又は親族についての聴合せ等に依って詳細に調査し、得られた種々の材料を総合し、家族の問題を分析して生活困難の原因を知ることが必要である」（小澤、1934、p.101）と述べ、さらに今日の「インテーク面接」に該当すると思われる初回面接を、「要救助者との最初の談話」として位置づけている。「救助出願者との最初の談話は最も大切であって丁寧に快く対談することが肝要である。この談話に依って相互

の信頼を作り、何処で出願者に関する報道を得べきか、その家族の困難の特質は何か又何処に救助の可能性があるかを発見せねばならない。それ故調査者は出願者が彼の状態と希望について話すのを辛抱強く傾聴すると共に過去に於ける彼の思想を探求し、困窮の原因についての観念が形づくられねばならない」(小澤, 1934, pp.102-103) この中で、相互の信頼、報道(情報)、傾聴といった今日におけるケースワーク実践の基礎的な事柄が適切に捉えられている。事例として、「米国の某慈善協会の記録」なども紹介されており、当時の米国におけるリッチモンド(Richmond, M.E.)のケースワーク理論の影響が随所に見られる。

記録の重要性については、(4) 社会事件記録の目的と様式にあるように、「事件記録(ケース・リコード)とは社会調査に依って発見し得た事実、社会診断の結果と社会的処置の計画並に処置の経過、事件の進歩状況等を明細にカード又は帳簿に記載することである。取扱者は事件の処遇中常にこの記録を基本として活動を進めるのである」(小澤, 1934, p.109)と述べている。

さらに本書において「第二章救護事業の方法 第二節院内救護の方法」では浴風園の事例、東京市養育院の事例(小澤, 1934, pp.196-221)を紹介している。

小澤は、これらを通して、居宅及び施設救護の方法論を論じ、指針を示した。その中でも、基軸となったのは、ケースワーク理論(個別的救助)であったと思われる。

4. 浴風園における寮母の役割～ケースワークとの関連において～

それでは、小澤が保護課長を務めた浴風園において、具体的に小澤が提唱した個別的救助(ケースワーク)はどのように実践されていたのであろうか。

(1) 「寮母執務要綱」にみる寮母の役割

前述したように保護課の中で、入所者の直接処遇を担っていたのは看護婦と寮母であった。分担とすれば看護婦は医療面の世話等を行っていたと思われるため、実質的な生活面の世話は寮母が担っていたと思われる。

「浴風会事業報告昭和4年度」の「寮母執務要綱(摘録)」によれば、寮母の役割は、「寮母は保護課職員と協力して直接在園者の監督、指導と寮館の管理にあたり、特に個別的処遇に勤め且つ附帯せる事務を取扱ふ」(浴風会事業報告昭和4年度, 1991, p.26)とある。以下は執務要綱の項目である。

第一綱 在園者の規律的生活の指導(教育的衛生的標準)

- (1) 起床及就床
- (2) 清掃
- (3) 朝礼
- (4) 食事
- (5) 衛生

- (6) 作業
- (7) 診察及看護

第二綱 慰安及訓練（個別的処遇の徹底）

- (1) 個人的談話及観察
- (2) 慰安及相談
- (3) 訓練
- (4) 個別的処遇上の協力

第三綱 寮内の管理（事務的，経済的標準）

- (1) 寮内人員配置
- (2) 世話係及当番
- (3) 整理
- (4) 衛生
- (5) 点燈及暖房
- (6) 取締
- (7) 修繕
- (8) 訪問者

第四綱 事務及連絡

- (1) 日誌
- (2) 常備簿冊
- (3) 連絡
- (4) 週番
- (5) 寮母外出

以上にみるように、入所者の日常生活の世話、寮内管理、事務連絡といった内容とともに、浴風園の特徴としては「個別的処遇の徹底」があげられる。第二綱 慰安及訓練（個別的処遇の徹底）の内容を詳細にみていくと、次の通りである（浴風会事業報告昭和4年度，1991，pp.28-29）。

(1) 個人的談話及観察—個別的処遇を徹底せしむる為、寮母は常に愛情を以て在園者と接触し、随時個人的談話と観察により、性行、健康状態、精神問題、事件、訴等に就き知悉し居るべし。

(2) 慰安及相談—寮母は在園者に接して慰安するよう心掛け、常に相談相手としての態度を失はざること。相談を受け又は談話其他にて在園者の持つ問題を知りたるときは速かに其取り計らひをなし、重要と認めらるることは当該職員に申出で協議すべし。

(3) 訓練—第一に老人固有の不活発や無秩序、不潔に無頓着なること其他の習癖を矯正するに努め、平素の性行に就き懇切に訓戒指導すべし。

(4) 個別的処遇上の協力—寮母は本綱の諸目に関し、独断にて計らひ兼ねる事項に就きては当該職員と協力すべし。尚種々の事項を東西各々の座談会に持ち寄り、其取扱に就き協議する

こと。

以上、内容を詳細にみると、個別処遇の原則ともいうべき内容が認められる。特に(4)の個別的処遇上の協力で述べられている「座談会」は今日でいう職場内カンファレンスに該当すると思われる。慰安、観察、相談を基盤にしながら、「独断にて計らひ兼ねる事項」に関しては連携、協力し、座談会(カンファレンス)を開いて協議することと位置づけており、当時としては非常に斬新な発想であったと思われる。

また、寮母の位置づけとしては単なる入所者の日常生活の世話係ではなく、むしろケースワークを実践する「ソーシャルワーカー」に近い役割があったと思われる。

(2) 浴風園の入園者処遇に関して

前述の通り浴風園の寮母はソーシャルワーカーとしての役割も担っていたと推察できる。それでは、昭和初期の実践において、入園者の処遇の具体的内容はどのようになっていたのだろうか。前述の『救護事業指針』と「浴風会事業報告昭和4年度」より見ていくことにする。

①新入園者への配慮

新規に入所してきた者への配慮として、「新入園者寮」があげられる。新規入園者に対しては新入園者寮にまず入所させ、観察し、2、3週間様子をみるというものである。

「浴風会事業報告昭和4年度」によれば、入園者分類配置の方法に関する記述がある。概略を述べると、新入園者に対しては特にその取扱に注意する為、男、女それぞれに新入園者寮を定める。新入園者は此所に慣れ、受け持ち寮母その他保護係員が一人一人に親しく接触して、過去の経歴を尋ね、個性を観察し、園内生活の心得を授ける。そうして入園前の困苦、心労に依る衰弱の恢復を図ると共に、園内生活に慣れるのを待って約2、3週間して他の寮館に配置するという。

この新規入園の時期というのは、施設処遇において、非常に重要な時期であるということは、現在でも指摘されている。ある特別養護老人ホームの入所後に拒否反応を起こした事例において、根本は、「入所1ヶ月くらいの間はできるだけ相手の意向に逆らわず様子を見てみると、そのうち落ち着いてくることが多い。しかしそれだけでなく、この人に受け入れられる言い方、納得のさせ方を捜し出して、早く安定感を得させてあげることが「処遇」ということだろう」(根本, 1990, pp.68-69)と述べ、入園初期の関わり方如何でその後の処遇が左右されることを示唆している。

このように、現在の施設処遇でも指摘されている重要事項を昭和初期にすでに体制として取っていたという先見性が認められよう。

②記録に関して

小澤一の『救護事業指針』によれば、院内の文書事務として、記録の重要性に関する記述が

ある。「救護施設に於ては入院者の氏名，入退院を記録する入退院簿，入院者姓名原簿と入院者の身分，経歴，人物等を記録する身分帳又は調査カードを作成し，保存せねばならない」（小澤，1934，p.207）「身分帳には，入，退院事項の外に入院前の住所，家族歴史即ち出生，生立，婚姻関係，家族関係を記入し，又教育，職業，身体状態，精神状態，労働能力の有無，備考等を記載する．更に保護経過の記録が必要である」（小澤，1934，p.207）これらの指摘にある身分帳，保護経過記録は浴風園で実際に使用されていたものである．身分帳はフェースシートの役割を持っており，これらは今日のソーシャルワーク実践においても，共通する要素を持つ記録様式であると思われる．

③世話係に関して

前述の「寮母執務要綱」にも第三綱に記載があったが，浴風園では，世話係を寮内で活用していた．世話係とは，「各寮に担任寮母の下に，奉仕の心掛ある健康且つ最も善良の在園者四名宛を選抜し，各室の世話係とする．世話係は寮母を助けて身体的，精神的に顧慮を要する在園者を世話し，全寮の規律，整頓に当り，且つ寮内生活の和楽と向上に盡力する」（浴風会事業報告昭和4年度，1991，p.31）と位置づけられている．こうした入園者の活用は，入園者の自発的，自治的生活を目標に取り入れられており，浴風園の処遇におけるひとつの特色であろう．

5. 救護法施行下の浴風園における実践事例

以上，文献等をもとに浴風園の処遇に関する記述をしてきたが，ここで，事例を通して浴風園における寮母の役割，個別処遇に関する検討をしてみたい⁽²⁾．

(1) 事例1

男性 82歳（入園年齢）

- ・入園時期 昭和8年～昭和12年
- ・家族状況 妻死亡，養子は行方不明．
- ・入園理由

帳場住み込み，遊郭住み込み，貸座敷業，演芸紹介業などを転々とする．内縁の妻が病気となり養子宅に同居するも貧困の為生活出来ず，妻を残して単身で各地を貸席等で転々としたが，収入が減り，救護法の救助で生活．その後，養子が行方不明になり，妻病死，家財を売却して入園となる．

- ・保護経過記録における処遇の経過（抜粋）（原文のまま．固有名詞，日付等は特定出来ないよう○□等で表記）

記録においては，外出の記録として，次のような記録がある．

昭和 10 年〇月〇日

昨日許可になった□町への外出の帰途、補聴器の事で〇〇橋にまはる願ひも本人の希望切なるがための許可となり、そのために保管金 40 円の中を金 10 円也をおひきさげて頂ひた。出発の折〇主任より途中の事をねんごろに御諭し頂きしが結局、最初より帰園まで付き添ひし〇寮母の言ふ事は殆ど用ひられず強情と言はんか我がままと言はんか利己と言はんか、外の事等余り眼中に無ひ様なその勝手なふる舞ひには最後、寮母は抗う勇氣もなく、ただ無事の帰園のかなう様にとその心労に疲れた次第である。

昭和 10 年〇月〇日

処遇困難をしみじみ感ずるため要注意者一覧に挙げて御願ひ致したく。

以上の記録にもあるように、処遇面では難しさがあつた様子が伺える。この事例は昭和 11 年ごろより徘徊、妄想等の症状が出現する。

昭和 11 年〇月〇日

午後 9 時、突然看護室の窓を開けて「おまえのような女房を持っている事は考えて見たが因果だから殺してやる」と言ひ出して所持せる剃刀を取出し、洋杖を振上げたり、やっと静めて就寝させいるも又排尿時に起上り明朝離縁状をやるから嫁にでも奉公にでも勝手に行く様にするがいいと又看護婦の方に文句をいひ初め何やら書き初めたるもそのままに眠れり。

以上のような妄想等の症状が出現した。今日でいう老人性認知症であると推測される。当時は「老耄性痴呆」等の病名が使用された。

この事例はその後、精神を安定させるため、園内で「寮母による品物の保管」と「将棋をさせる」という処遇方針がとられた。

昭和 11 年〇月〇日

〇寮に移ってからでも日に何度となく所持品を出したり入れたりする、それも整理をするといった気持ではなく折角世話係がきれいに畳んで呉れたものでも又揉みくちやにして所かまわず押し込むといった遣り方である。寮に落ち着いて居ること少く一日の大部分を病室に行ったり女子部の方へ行ったり庭を歩いたり出たり入ったりして居る。右の状態であるから到頭今日は衣類の内何かが見えなくなった由であり、子供の写真迄も一枚失せたそうである。~中略~(担当)寮母には「所持品の名前と点数を書き出させておいて品物を保管してやり時々出しては記帳したものと照し合わせてやる位にしてなければならない」「相手が欲しい人であるから将棋の相手を作ってやる」ことの 2 点を言ひ渡しておく。

その後、将棋をした相手と喧嘩になったり、他の入園者の物を無断で使用したり等、認知症症状がすすみ、寮から病室に入院し、最終的には他の精神科病院へ送致となった。

(2) 事例 2

男性 50 歳（入園年齢）

- ・ 入園時期 昭和 9 年～昭和 15 年
- ・ 家族状況 妻死亡，養女行方不明.
- ・ 入園理由

元呉服太物行商. 関東大震災により家屋全焼. 震災後も呉服太物行商を継続するが妻が病死. その後商売不振となり妹を頼るが，妹も生活が逼迫しており扶養できず，入園する.

・ 保護経過記録における処遇の経過（抜粋）（原文のまま. 固有名詞，日付等は特定出来ないよう〇□等で表記）

昭和 10 年〇月〇日

表裏なく働き事前に気が付き老人，寮母の連絡を取り大いに助かる. 至極健康講談本を読むのが好きで何時も一同に読み聞かせます.

昭和 10 年〇月〇日

益々健康で何かと良く気付き世話係として良く働いて呉れる.

昭和 14 年〇月〇日

同室の〇〇氏が言ふことをきかないと云って喧嘩の末撲り頭から出血させてもよさうとしない. 道理はあらうと手を出すことは固く止めさしむ. 要領がよく頭がよく働く代りに狡猾で呑みこみすぎて言動が多いし手が早い.

昭和 14 年〇月〇日

〇〇へ遠足に参加する. 元気で世話係としては良く働くが氏のわるいところは自分だけが一人別な態度をとりうっかりすると他の世話係にまできつくあたる様になる.

昭和 15 年〇月〇日

世話係としてはまめやかにはげまれるが弱い人達に対してあまり親切でない様に思われる.

昭和 15 年〇月〇日

運動会が開催されて□□に参加せられ一等賞頂いたと大喜びする.

この事例は健康で，よく気がつき世話係に任命されるが，他の入園者との喧嘩など，他の人に対する言動に問題があった様子が記述されている. この事例はその後妹が生活が安定したので本人を引き取りたいという申し出により，退所となっている.

(3) 2つの事例について

事例1, 2とも寮母が入園者の観察を注意深くしており, 入園者身分帳, 保護経過記録に詳細に入園者の状況等を記述している点が特徴として挙げられる。事例1では本人の状態をみて「品物管理」, 「将棋」等処遇方針ともいえる提案をして実行している様子が記述されている。事例2では本人が前述の世話係に任命されており, 初期のころは「良く働いて呉れる」と記述があったものの, その後他の入園者とトラブルがあり, 「要領がよく頭がよく働く代りに狡猾で呑み込みすぎて言動が多いし手が早い」と寮母より本人の性格や行動に対する評価がなされている。また園内では運動会や遠足などの行事も実施されていた様子も記載されている。

事例2では本人が世話係をしていたが, 世話係は前述の通り寮母を助けて業務にあたり, 入園者の自発的, 自治的生活を促すものとして活用されていた訳である。しかし実際の事例では世話係をする本人と寮母との関係性や世話係と他の入園者の関係性などに難しさがあったことが伺えた。

おわりに

浴風園では開園以降の入園者の情報資料・保護記録等が保存されており, 現在高齢者施設処遇史研究会において, 戦前期の中でも特に救護法実施以降の記録について分析している。

本稿においては浴風園に所属した小澤一のケースワーク理論を紹介し, 浴風園において, 入所者処遇がどのようになされていたのか, とりわけ寮母の役割や業務, 記録等の点について事例を中心に検討した。当時の養老院は, 家族扶養から排除されて生活困窮した高齢者が入る施設として世間一般の偏見も強い時代であったが, その中で, 試行錯誤をしながら「個別処遇」を目標に掲げ, 先駆的な取り組みがなされていたことが推察できた。

浴風園の資料分析を今後もすすめていき, 戦前の養老院の入所者処遇に関してさらに研究を深めていきたい。

注

(1) 高齢者施設処遇史研究会は, 2005(平成17)年より, 主に戦前期の養老事業に関する研究を実施している。主なメンバーは, 小笠原祐次(社会福祉法人多摩同胞会), 岡本多喜子(明治学院大学), 中村律子(法政大学), 西田恵子(常磐大学), 中村英三(常磐大学), 鳥羽美香である。

(2) 掲載した事例は, 前述の高齢者施設処遇史研究会が浴風園より収集した入所者記録の中から纏めたものである。

引用文献

井村圭壮(2005)『日本の養老院史—「救護法」期の個別施設史を基盤に—』学文社

河島修・厚美薫・島村節子(2001)『増補 高齢者生活年表』[1925—2000年]日本エディタースクール出版部

- 小澤一（1934）『救護事業指針 救貧の理論と実際』 敝松堂書店
- 百瀬孝（1997）『日本老人福祉史』 中央法規
- 中村律子（2008）「戦前の養老院の社会的意義について—開園から救護法施行期までの浴風園の原資料分析—」『現代福祉研究』 第8号法政大学現代福祉学部
- 根本博司（1990）『至誠ホームにおける事例研究その1』『至誠ホーム高齢者福祉ブックレット②』 筒井書房
- 小笠原祐次監修（1991）『老人問題研究基本文献集』（全30巻）大空社
- 岡本多喜子（1986）「第6回老人ホームの歴史」『ゆたかな暮らし』 第56号， 同時代社
- 岡本多喜子（2009）「浴風園の入所者記録の意義」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』 第131号
- 岡本多喜子（2004）『養老事業から高齢者福祉への変換』 青踏社
- 社会福祉法人浴風会編『浴風会創立四十周年記念誌』（1967）
- 「浴風会事業報告昭和4年度」「浴風会事業報告昭和7年度」（1991）小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集』 第16巻， 大空社

（2009.10.7 受稿， 2009.11.10 受理）